

6番 直江 修市 議員

議長（大西慶治君） 通告順4番 直江修市議員の一般質問を行いますので、直江修市議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順4番 直江修市議員の発言を許可します。

直江議員。

6番（直江修市君） 最初に、「一括交付金化について」質問をいたします。

民主党政権は地域主権改革の大きな目玉の一つである紐付き補助金の一括交付金化を始めました。紐付き補助金とは国によって用途が指定された補助金であり、特定補助金とも呼ばれるものです。地方向け国庫補助金等の全体像という資料があるんですけども、社会保障関係、文教科学振興、公共事業関係等でございます。で、このうち公共事業関係投資分については、都道府県分は2011年度予算から実施をされております。12年度から市町村も対象という方針でございます。「地域自主戦略交付金」として交付をするということでございます。従来の9事業の中から選択、交付金化されるということでございます。

また経常費関連の一括交付金化につきましても、12年度から市町村に導入するというところであります。ということで質問通告をいたしました。通告締切日の11月28日付け新聞赤旗にですね、年度によって補助金の変動幅が大きい市町村側が早期導入に慎重姿勢を示したため、来年度は、24年度ですね、政令指定都市に限定して導入する方針に転換という記事がですね、掲載をされておりました。

したがいまして、町の来年度予算は従前どおりということになるわけですが、ただ国のほうにおきます一括交付金化につきましては中止というふうなことになっていないようでありますので、この際ですね、一括交付金化で町の予算はどのようになるのか。来年度予算にはすぐに反映して来ないようでございますけれども、一括交付金化の方針というのは、国のほうでは堅持され

ておるようでございますので説明を受けたいと思います。ですので、投資分、経常経費分ですね、これら町の予算にどのように影響してくるのかにつきまして伺いたいと思います。

次に、自治体問題を研究されております大学の先生方がですね、いろいろ書かれておるんですけども、民主党の地域主権改革の目指す国、地方関係像は、これまでの中央、地方の融合システムを分離型に変えることであるが、分離型自治が強調されることで、中央責任を解除する危険性があり、ここに地域主権改革の基本的な問題がある。地域主権改革は新自由主義的構造改革からの転換の不十分さを示しており、紐付き補助金の廃止と一括交付金化も分離型自治制度に向けた改革と位置づけられる。

そこで一括交付金化に対しましては、以下の問題点があるということで通告をしております。まず1点目にですね、財政需要を的確に捉え、財源保障する仕組み弱くなるのではないか。特に福祉、教育などの分野における特定補助金を廃止してしまえば、財源保障の基準が曖昧になり、結果として国の財源保障責任が後退するのではないか。

2点目に、毎年度の国の予算に制約されるものであり、大括りとは言え用途に一定の限定があるとともに、その総額や配分が国の都合や政権の性格等によって左右される恐れがある。

3点目に、公共事業関係補助金の一括交付金化がまちづくり交付金と類似した設計になるとすれば、まちづくり交付金を持つ問題点、限界、府省の部局の関与が残る点、毎年度の国の予算に左右される点。維持、管理に使えない点、基金に積み立てられない点。不要不急の事業を誘発する点などをそのまま引き継ぎ拡大する恐れがある。

国と地方が連携すべき事業への国の政策手段として、奨励的補助金を使う方法をすべて放棄してよいのか。

5点目に、一括交付金化は経費・人件費の削減をねらったものではないか。

6点目でございますが、この点につきましては、民主党の政策として一括交

付金化が掲げられておりますけれども、その内容については具体的になっていないという指摘がございます。またそういう中で地域主権戦略会議に提出された橋下徹大阪府知事、現は大阪市長であります。の資料が最もまとまったイメージを提供している。橋下提案では補助金に関わる事務を、国と地方の間で仕分け、ナショナルミニマムに関わる分野については委託金とし、地方により決定、執行する分野については自立的地域経営分野として、一括交付金化するというものです。そして、将来的な究極の姿として、一括交付金化された分野は税源移譲と水平調整で、委託金の分野はそのまま委託金としてナショナルミニマムを補償するというように、地方財政計画や地方交付税は不要になり、権限、財源、責任の所在を一致させるというようなことでありまして、6点目に、質問をいたします一括交付金は将来の改革の過渡的形態であるとすれば、将来の制度はどうなるのか不明であるということで、税源移譲、一般財源化、交付税の解体化ということでありまして、基本的には交付税をですね、無くしていくというのがこの地域主権戦略会議の目玉であると言われる一括交付金化ではないかという問題でございます。これは大変重要なことでございます。国と地方との融合関係を分離型にして、地方は地方でやっていけというふうな構想です。

で、これらに関しましては、橋下前府知事、現市長がですね、大阪都構想というようなこと言われているようなところと合致してくるのではないかと思います。名古屋市長におきましては減税をしてですね、企業を誘致し、そこで名古屋市としていわゆる不交付団体を目指してというふうな形ですね、それはそういうふうな形で自治体運営できていけるところはよろしいですけども、そういうふうなことで持続できない市町がございます。当町なんかそうでございます。

ですので、一括交付金化、地方のほうでは歓迎する向きもございますけれども、元々ですね、財政基盤の脆弱な町等におきましては、やはり一括交付金化が財源調整、財源補償機能を持つ交付税をですね、解体する方途を許してはならないのではないかと思います。そういう観点からこの一括交付金

化というのは、自治体として注視すべき民主党の政策ではないかというふうに思いますので質問をいたします。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは、「一括交付金化について」お答えをいたします。まず1点目の24年度から「地域自主戦略交付金」の対象が市町村に拡大される場合に、交付金化される町の事業についてということでお答えをいたします。

地域自主戦略交付金は、平成23年度に創設されまして、投資補助金の一部を一括交付金化して都道府県を対象に配分されました。先月29日、野田総理は閣議で「平成24年度の“地域自主戦略交付金”は政令指定都市分を導入し、都道府県分の増額を含め8000億円を目指したい。」と述べ、平成23年度より約3000億円上積みする方針を表明いたしました。

しかし、規模も大きく都道府県に準じた権能を有する政令指定都市を除く他の市町村については、地方の意見を聞きながら引き続き検討を進めることとし、平成24年度の制度導入は見送られることになりました。

地域自主戦略交付金の交付対象事業については、内閣府が定める制度要綱に示されることとなりますが、制度を市町村まで拡大した場合について、どのような事業が対象となるのか。現時点では明確にされておきませんので、今後の政府の動向を注視して的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の経常補助金の一括交付金化についてでございますが、市町村関係の投資補助金の一括交付金化と同様に、平成24年度での制度導入には至っておりません。11月25日に開催をされました政府の第14回地域主権戦略会議で示された資料には、経常関係の一括交付金化について、「地方の自由裁量の拡大に寄与する観点からの一括交付金化について、地方の意見を聞きながら引き続き検討を進める。」とありまして、対象となる国庫補助金については、現時点で申し上げることができませんので、ご了承いただきたいと存じます。

3点目の一括交付金化に対する問題点、論点についてでございますが、まず一つ目の財政需要を的確に捉え、財源保障する仕組みが弱くなるのではないかという点についてお答えいたします。一括交付金化にあたりまして、經常に係る補助金、交付金等については、全国画一的な「保険」「現金給付」等に対するものは対象外とすることが必要であると考えております。特に社会保障や義務教育関係につきましては、地方ごとのサービスに格差が生じないように国がしっかりと財源を保障し、必要な施策を実施していくことができる仕組みを確保しなくてはなりません。

次に、二つ目の交付金の総額や配分が国の都合や政権の性格等によって左右される恐れがあるという点と、三つ目の公共事業関係補助金の一括交付金化がまちづくり交付金と類似した設計になる場合の問題点について、お答えをいたします。

国交省における従来のまちづくり交付金やその仕組みの領域を広げた社会資本整備総合交付金は既存の補助金や交付金を統合したものでありまして、議員のご指摘のとおりこれらの交付金は国の関与が存在すること。国の都合で交付金が増減すること。維持・管理費には使えないこと。そして事業計画の用件を満たすために不要不急な事業を促進する恐れがあることなど、さまざまな制度の問題点がそのまま引き継がれるのではないかと懸念をしております。

今後も引き続き、町村会などの組織を通じて地方の声を国に届け、一括交付金化にあたりましては、町村の意見を十分に踏まえた制度設計を行い、財政力の弱い自治体や条件不利地域に手厚く配分し、地域間格差が拡大することのないように求めてまいりたいと思います。

四つ目の国と地方が連携すべき事業への国の政策手段としての奨励的な補助金についてでございますが、例えば国は温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減することを目指すと国連で表明をいたしました。目標達成の可能性の是非はともかくとしまして、この政策の実現のためには森林の整備が欠かせない事業となってまいります。森林整備を促進するためには、国、

地方が一体となって取り組むことが必要であり、国が地方自治体に補助金を交付し、政策誘導することが有効であることは、言うまでもありません。

このような国、地方が一体となって推進すべき事業に関する補助金については、一括交付金化にあたって個別に慎重な議論が必要であると考えております。

五つ目の一括交付金化は国が経費、人件費の削減を狙ったものではないのかということについてでございますが、私も総額が抑制されるのではないかと懸念を持っております。過去の三位一体改革においては、地方交付税の削減等により財政力の弱い地方自治体は危機的な状況に直面をいたしました。国は一括交付金化を財源捻出の手段とせず、一括交付金の総額は少なくとも対象となる補助金、交付金の額と同額を確保し、国と地方の協議の場で決定すべきものであると考えております。

それから六つ目の一括交付金が将来の改革の過渡的な形態であるとするれば、将来の制度はどうなるのかについて見解を申し上げます。いわゆる紐付き補助金の一括交付金化が税源移譲を前提とした過渡的な措置であるのか、そうでないのかは、平成22年6月に閣議決定をされました「地域主権戦略大綱」においても明確に読み取ることはできません。しかし一括交付金化の行く先が、地方交付税の抜本的な改革あるいは解体にまでつながっていき、国の地方に対する財源保障責任が縮小されるようなことになれば、条件不利地域にある財政力の弱い自治体への影響は計り知れません。地方主権改革においては、財源保障機能と財政調整機能を併せ持つ現行の地方交付税制度の基本を維持しながら、権限や税財源の移譲等に係る制度改革を進めるよう、さまざまな機会を通じて地方の意見を強く訴えてまいりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） 自治体問題研究所編集でこの「住民と自治」という雑誌が出されてまして、私講読してます。その雑誌にですね、この分権とか地域主権とか、一括交付金とか等々についての論文が出されておるんですけども、

一つの流れということのようでございます。

白藤博行という専修大学の教授の方がですね、「この間グローバル国家化の中で小泉政権に象徴される新自由主義改革論が席捲し、日本全体が金儲けに翻弄され、そして負けていく悲しい物語に巻き込まれてきたように見える。地方自治分野でも例えば自治体の大規模化政策」、市町村合併ですね、そしてまた道州制ですね、「集中改革プラン、三位一体改革がそうであるように、地方分権が地方自治を複合的な疲弊に追い込むような分権の逆機能ともいうべき状況が全面化してきた。」という指摘でございます。その結果ですね、夕張問題や町長はお嫌いのようですけれども、限界集落などにですね、そういう言葉の使い方には抵抗があるというふうに言われてましたけれども、こういうふうなことに象徴される分権改革が進めば、進むほどですね、住民の貧困化が進んだり、憲法が住民としての私たちに保障しているはずのさまざまな民主主義の諸制度や基本的人権などの諸価値が奪われたり、空疎なものとなされたりする、言わば「住民自治を蔑ろにする脱住民化ともいうべき事態が進行している」というふうに言われております。

結局、古い政治でありました自公政権に代わった民主党政権でありますけれども、古いものからは離れましたけれども、新しいものをまだつかみきれていないというような状況の中ですね、結局は元へ戻っていく傾向がですね、この間の政策変更で多々見られます。ですので、地方に対してもですね、結局は国の歳出削減を最大目標にしてですね、いろいろ言葉では地域の自主性を尊重するとかですね、紐付き補助金を外して自由に使ってもらえる交付金にするんだというような美辞麗句で、結局は前述もしましたように、地方への配分をですね、細めていくという、究極的には交付税の廃止という極論まで出て、その過程でやってけんだら道州制にしるとかですね、いうふうなことで本当に住民自治、憲法ではそこを規定しとるんですけれども、そういうことは表に出さずにですね、やって来ることでそういう方向性をこう強めて来ておると言われております。

もともと人間でもそうですけど、「自足しえない存在」というふうに解説もされております。そもそも個人は自足しえない存在という意味で、他者に根源的に依存している存在であると。「同様に自治体でも言える」ということなんですね。「自治体同士がかかわり合う、助け合うことを簡単に自立していないと見なすのではなく、決して自足しえない存在であることを自治体の根源的な特質として出発する視点が求められている」というふうに言われておまして、「自足しえない存在としての自治体への事務権限の移譲については、それぞれ個々の地域の実情に応じたきめ細かな対応が必要である」と言われております。そういうことを保障していくのには、やはり財源をですね、シャープ勧告で言われた平衡交付金ということですね、今の地方交付税ということなんですけれども、そういうものをやっぱり堅持されるということが大事ではないかというふうに思います。都道府県段階では地域主権、分権歓迎という意向ですけども、やはり自足しえない町等のこの状況からですね、やはり財源保障というのをきちっと国にさせていくということがですね、いろんな山積する問題を住民自治の立場で解決してかならん責務のある自治体としては、求めていかなければいけない道だというふうに思いますので、町長の見解を伺いたいと思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） この交付金化でございますけれども、24年度については市町村分は先送りされたというようなことなんですけど、このことはやっぱりその都道府県あるいは政令指定都市部分でありますと、必ずそういった投資分とか、消費分とかというのについても安定してずっと必要になっておるということですね。ただ市町村になってきますと、今年は大きな橋をやりますよとか、あるいは学校を改築しますよとかというのが、ぼつぼつと出て来るというようなことで、それが不安定であるんで一括交付金化に本当に馴染んでいくのかどうかということで、内閣府としても非常に悩ましいというような表現を使っていますけども、市町村分についてはそういうふうなこともあってですね、不安定であるという、そういう財政事情が不安定であるというようなことから先

送りになっておるといふようなことで、またこれはいろいろまた議論は出てくるだろうと思いますが、おっしゃられるようにその方針は変わっていないと、交付金化は、変わっていないと。ただ我々としてはこれまでのその補助金総額であった金を、額は、びた一文下げたらだめですよ。その分をすっきりと交付金化して来いというふうな形で、これ三重県町村会としてもとりまとめながら当初、昨年でしたか、意見を上げたようなことなんです、そういったようなことがございます。

で、分権がですね、やはり進むにつれて、我々も気をつけておかなあかのは、地方へのいろいろな制度の影響はですね、どのように関わってくるのかというふうなことをやっぱりよく見ておらんとですね、こちらはようになったけども、こちらは凄く落ちてしまったねってというようなことになっては、これつまらんことですので、そこら辺をしっかりといろいろな制度の中身というふうなものを見ていかないかんという、これはまず一点ございます。

権限移譲にしましてもですね、構えというんですか、表現的にはそれは非常に地方主権、地域主権、分権というふうな形で、地方の政府がしっかりとやっていくというふうな中で、それについていろんな財政機能なんかも付与しますよというふうな形では、来る中での一括交付金化ということなんですけれども、それにつれての権限移譲いう中で、権限移譲は来るけれども、金はちゃんと付いておらんやねえかというふうなことが、これまでもよくあってですね、我々としてもしっかりとそこら辺は見ていかならんわけですね。多々そういう点が出てきますんで、いろんな制度が出てくるについてもですね、少し疑念を持ちつつ、100%オッケーやねというふうなこと、これ自公政権から今の政権でもそうなんですけれども、同じようなスタイルで、ちょっと目で見ているんですけど、そうじゃないと、本当に将来的にそういったその交付税のですね、議論が出てくるというふうなことは由々しき問題もありますんで、ここら辺でまたその大都市と中央とのその違いというふうな部分が、どんどん格差が出てくるということにも成りかねませんので、これしっかり見ていかないかんとい

うふうなことを思っております。

この間も、民主党の国会議員の皆さんともですね、いろいろな議論もさせていただいて、それで県内が抱えている問題点とか、あるいは財政的なこととか、そういったお話もさせていただいたようなことですが、まずはその今政府が取り組もうというしているいろいろな改革のですね、「社会保障と税の一体改革」とかですね、そういったようなことも言われておりましたけれども、それにつれてもですね、本当に国民負担というのが低くはならないというふうなことですよね。必ず上がってくるということです。それに連れてまた地方の負担も上がってくるというようなことが出てくるんじゃないかなと、そういうふうなことをいろいろ幅広くですね、見ていかなければならんなど、こう思っているところでして、とりわけそういったお話のありました交付税の議論については、これはもう最大限の注視を払いながらですね、対応を図っていかなんいかなんというようなことを考えております。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） 2点目の質問に入ります。

災害についてということで質問をいたします。6号、12号ということで、台風の襲来がございました。災害等の問題では昨日の一般質問でも出され、当局からの説明もございましたが、私のほうからも宮川地域で特に被災状況が大きいということでございますので質問させていただきます。

林業、公共土木、農地、農業施設というものがですね、町におきまして災害に対する復旧工事ということで上がってきております。これらの箇所につきましての説明は既に全員協議会で資料もいただき見せていただきました。復旧に要する経費、昨日も元坂議員さんも言われてましたが、30億円というようなことでございます。16年災害としまして、同程度の規模みたいですが、県関係の起債が16年時よりは少ないというような状況のようでございます。そこでこの林業、公共土木、農地、農業用施設、とりわけ林業施設、林道ですね、この被災によりまして就労がですね、厳しくもなってきております。早

期の回復ということも皆さん求めておるんですけれども、申しましたような町として管理しておる関係の災害復旧につきまして、説明を受けたいというふうに思います。

次に、1級河川宮川の土砂堆積の状況と土砂撤去の見通しでございます。昨日ですね、たまたま総務課へ行きましたら12月8日付けの夕刊三重ですか、この新聞が目につきましたのでコピーしてもらったんですけれども、宮川の土砂早期撤去をということで、河床上昇で氾濫の恐れ、大台町や住民が県へ要望ということで、町長が松原区の区長さんや久豆地区の区長さんとですね、県のほうへ要請に行かれたということが記事になっております。こういうことで説明もございましたように、被災後、ただちに1期工事として土砂撤去1万9200立方メートルを除去したと。で、2期工事に入るというようなことのようにございますが、一応予定されておるのが9万立方メートルの土砂撤去という状況で、これが完全ではないということから不安を持って地元の皆さんがですね、県へ緊急に要望されておるとい状況なんですけれども、災害復旧につきましては、これ3年で終わらせなければいかんというような説明も受けました。

で説明の中にもう既に1年の大半が経過してしまってますね、「2年と弱しか残ってないと、この間でやってしまわないかんですよ」というようなお話でございましたが、この土砂撤去におきまして、災害復旧ということになっておるようなんですね。そうしますと、同じように3年ですね、撤去してしまわないと国の災害復旧工事としてはやっていけんというようなことではないかというふうに思うんですけれども、その点、この進捗状況から大変懸念が持たれておるといことなんですけれども、どういうことになっていくんかですね、その点も説明をしていただきたいと思います。

で、戻りまして、「土砂堆積の状況」ですね、今申しましたようなことで撤去の見通しということで、お答えをいただきたいと思います。いろんな宮川地域には大きな河川がございます。春日谷、島谷川、栗谷川、これらもですね1級河川、宮川と同じように緊急の土砂撤去が必要だというふうに思います。で、

その点につきまして伺いたいというふうに思います。

この1級河川宮川の土砂の堆積状況、原形復旧には道のり遠しという感なんですけれども、その撤去される間にですね、大きな集中豪雨起きないともかぎりません。そうしますと、宮川ダムからのいわゆる洪水調整による放流ですね、そのことと非常に懸念されるんですけれども、現状の状態では。ですので、農地、林業地への冠水、道路への冠水、そして家屋への床下浸水、床上浸水、これらは当然回避しなければならんことなんですけれども、このような状況の中で大杉ダムの洪水調整との関係で、回避ができるんかということの懸念もございまして、そのことにつきましてですね、説明を求めたいというふうに思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは、災害についてお答えをいたします。

まず台風に伴います林業、あるいは公共土木、農地、農業施設の災害復旧の見通しについてでございますが、本年の台風6号及び12号の豪雨によりまして、林業用施設では22路線で約16億円、公共土木施設では町道が4路線、河川が13河川あわせまして約11億円、農地農業用施設では6000万円と、被害総額は約27億6000万円という甚大な被害となったところでございます。

今後の復旧につきましては、農地農業施設は12月の補正予算におきまして、予算計上をさせていただきまして、来年度の水稲の作付けに影響のないよう復旧工事を実施してまいりたいと考えております。ただ、春日谷から取水を行っております大井地区の用水施設の復旧工事につきましては、河川の復旧工事との関係により来年の水稲の作付けに間に合わないことから、仮設用取水ポンプにより用水量を確保してまいりたいと考えております。公共土木施設は11月30日で災害査定を終えましたが、林業用施設につきましては、来年の1月9日の週が最終の査定になる予定でございます。

災害復旧事業は災害の発生した年度を含め、3カ年で復旧することとなって

おりまして、本年度は年明けに災害査定があり、実質2年と2カ月程度、明許繰越をさせていただきましても、3年と少しの期間しか残されておられません、来年の1月中旬には優先度や県工事との調整、標準工期の確保、現場条件等を考慮し、年度別実施計画を立てまして早期復旧に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、1級河川の宮川の土砂堆積の状況と土砂撤去の見通しについて、お答えをいたします。台風12号の豪雨によりまして、岩井地区の持山谷、桧原地区の東又谷で土石流が発生しまして、大量の土砂が県管理の1級河川宮川と桧原谷に流入しまして堆積している状況に加え、降雨のたびに崩壊地から河川に土砂が供給され、人家への影響を懸念しております。河川の土砂堆積の状況につきましては、桧原橋から半次郎橋下流まで災害復旧申請区間を除き測量が発注されておりまして、正確な土砂堆積量は今年度末に判明しますが、桧原橋から半次郎橋下流まで2.5km、川幅が約50m、3m堆積していると想定しますと37万5000立方メートルという膨大な量でございます。

持山谷の土石流により形成をされました宮川の土砂ダムは、災害発生後、県により緊急に解消され、堆積土砂につきましても持山谷から半次郎橋まで災害復旧事業により12月5日、工事の入札が実施をされました。早期撤去に向けて準備を進めているところでございます。

しかしながら、災害復旧事業で撤去される土砂は9万立方メートルございまして、宮川に堆積した土砂の状況をみますと、引き続きその対策を強力に進めていく必要がございます。このため、土砂の供給源であります崩壊箇所へは治山事業による谷止め工の早期着手や土砂の撤去につきましては、12月初旬に地元の区長とともに関係部長に対して強く要望させていただいたところでございます。また16年災害後、懸案事項でありました土捨て場につきましても、地元土地所有者の皆様のご理解を得られ感謝をしているところでございます。今後とも復旧事業の進捗状況を見ながら、引き続き早期復旧に向け県に対し要望してまいりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。で、林道の破

損でその就労も難しくなっておるというようなことですが、ここら辺いましばらくご辛抱いただかならん部分もですが、早期着手に向けて努力をしまいたいなと、こう思っているところでございます。

また河川のその堆積した土砂につきましてもですね、3年の災害復旧事業の中で9万立方メートルをというようなことですが、その9万立方メートルではなかなか足りないよと、まだもっともっと堆積をしておりますんで、そこら辺もですね、早期に採っていただくように、県の23年度補正予算あるいは24年度予算の中でしっかりと予算を確保していただく中でお願いをしたいなと、こう思っております。

で、漁業組合もですね、鮎の時期になりますと、6月から10月程度になりますが、4カ月、5カ月ですね、堆積土砂を除去しないよとというようなことではおるわけなんですけど、人の生命に関わるようなことでもございます。地域の安全に関わることでもございますので、鮎の話も重要ではございますが、そこら辺しっかりと協議をしながらですね、より多く工事期間をとりながらやっていけたらなというようなことも思っているところでございます。それにつれて宮川ダムの放流量にしましてもですね、水位計は設置はしております、そこで随分神経をつかいながらですね、対応しているところでもございます。そういう中で、道路への冠水あるいは家屋への浸水ですね、そういったようなことについては、これを最大限注視していかねばならない、そういうような部分で何とか河川ですね、水道をしっかりと開けていただくような形で、技術的な話はさせていただいているところでございますが、何にしましても県のほうで予算を立てていただかならん、それが宮川だけでなしに、美杉、飯高、宮川、大内山それから紀北のほう、それで尾鷲、熊野以遠というようなことで、本当に多額の費用も必要になってきます。そういうようなことで、そんなこと言うたらんとしっかりやってくれよというようなことでお願いをしているところでございますが、今後ですね、しっかりと知事にも会わせていただきますんで、その時には現場も見ていただいてですね、お願いをしっかりとさせ

ていただこうと、こういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願  
い  
したいと思います。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） 災害復旧工事がですね、県の査定後ですね、進められ  
るということであります。ご説明のように27億6000万円からの経費を投  
じてという状況です。で、旧宮川村では町長しばしばお話されていますように、  
平成16年21号台風ですね、甚大な被害を被ってその災害復旧工事を経験  
しておるんですけども、その災害復旧につきましては、当然発注をする町、  
受注をする業者という関係でございまして、工事期間がもう2年と半分ぐら  
いの間に復旧をしなければならんという制約された状況の中で、当然工事車両等  
のですね、通行がですね、この7年間は平穏でございましたが、再現するとい  
うことでもありますので、やっぱり滞在者の安全確保ということも必要なこと  
でございまして、それらにつきましては、経験のあることを踏まえてですね、ど  
のように対応して行かれるにつきまして、まず伺います。

次に、多数の工事箇所でございます。全協でもお聞きしましたように、現場  
のですね、工事の監督ですね、きちっと仕様書に基づく工事がされておるか  
ということも大事な点ではないかというふうに思います。これは避けることが  
できんだかもわかりませんが、被災の状況を見ますと、護岸工事なんかで  
もですね、岩着してない状況で構造物がもう浮き上がっておるような状況が  
ございまして。

で、構造物の底が洗われて埋土が流失して行って、道路が陥没した状況とか  
いうような状況もございまして。これらは当時の状況からもうしっかりその岩着  
のできるような工法が採用されんだということもあろうかと思っておりますけれども、  
極力さらなる被災を受けないような施工ということも大事ではないかという  
ふうに思います。そのためにはやっぱり都度都度ですね、床堀状況なんかもし  
っかり監督していくということなんか求められてくるんではないかという  
ふうに思います。限られた職員でですね、どれだけ対応していけるんかという疑問

があるんですけども、ここらのスタッフの問題ではどうなのかですね、現場監督をしっかりやるという観点から、人材確保ということについて、どのように考えておられるんか伺います。

次に、当然公共工事でございます。入札をしてですね、事業者を決めていくという契約方法であります。全員協議会でもお話ございましたように、津市ですね、桑名等で公共工事に関わる汚職事件も出ております。「地元業者をしっかり育成せえ」というお話も昨日も出ております。そういう見地も大事だというふうに思いますけども、やはり公正な入札、競争を妨害するような行為はあってはならんというふうに思います。その点でも町のですね、見解についてを伺いたいというふうに思います。

で、答弁もございましたが、最大限宮川の土砂撤去に力を尽くすということでございます。県へもその点しっかり求めて来ておられますけれども、その災害復旧期間3カ年ということですね、この縛りがあるんですけども、そういう縛りのもとでこれは16年の被災前の川の状態に戻すのが、原型復旧だというふうに思うんですけど、そこらは担保できるか、その点につきましても改めて伺いたいというふうに思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） ありがとうございます。

16年災害の折りの護岸工事なんですけど、あの時はですね、根入れが1.2mとこういうような状況でした。「その1.2mだけではあかんやろ、堆積したところで1.2m入れておるだけではすぐに洗われていって倒壊するやねえか」というようなことで、その後の大水とかそういうような時でもやはり倒壊した部分はあるんです。今回はその顕著なことになったんですけど、そういう部分がですね、どうしても査定の段階では認められないというふうなことでですね、これは町があるいは県が言ってもですね、なかなか国のほうが認めてくれなかったというふうな経緯があるようです。で、堆積した土砂もかなり数mというふうなことがありますので、岩着というふうな部分になると、経費的に非

常に多くなると、これは全国的な話になりますんで、おそらく1.2mというしぼりがあったらというふうに思います。

そういうことで、こういうふうなことになる、「また再度お金が要るよ」というふうなことになる、返ってお金が要るような世界やないかというようなことで、私、随分疑念を持っておりまして、今回も「しっかり言え」ということでいっておるんですが、そういう状況がございました。そやで再被害の起きないということについてですね、例えばその吸い込みが発生しないように、例えば底張りをきちっと打つとかですね、そういったような当然また護岸もやり直しますけども、今回また底張りをやるとかですね、そういったような方途が考えられているというようなことでもございます。

それから、「監督」なんですが、16年の折にも県のほうから、あるいは建設技術センターから応援がありました。そして、また県自体は災害復旧室というものをつくってですね、県の事業も200億円くらいあったんじゃないかと思いますが、もの凄く多かったというようなことで、こちらのB&Gのところには災害復旧室をつくってですね、県の精鋭があそこへ集中してやったと、宮川だけやったんで、そういうようなことでやり易かったんですが、今回、広がりがありますんで、「県南部に行かんらん、東北へも行かんらん」とかというふうなこともあってですね、非常に人員配置は厳しいようなんですが、これも環境森林部のほうへお願いをしてですね、林道被害が大きいというふうなことで、林道は16年よりも今回のほうが多いんですわ。というようなことありますんで、何とかして回してくれというふうなことで、それからそれについては何とかできるだろうというふうに思ってます、来年4月からですが。

それから建設技術センターのほうにもお願いをしておりまして、必要な人員を回してくれというふうなことでやっておりますんで、町の災害復旧室へ向いてですね、それなりの応援はできてくるんじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、監督できるスタッフをですね、強化をしていくと、こういうことになってくるだろうというふうに思っております。

そしてまた「入札関係」でございますが、これにつきましても職員もしっかりとその入札制度の在り方とか、そういったようなことも普段からいろいろこう勉強もしながらいろいろやっております。そういう中で順次改善も加えてきておるわけなんですけれども、これはベストやというところまでは行ってないかもわかりませんが、今考えられるところでのベストな入札制度、そういったようなものを勘案しながらやっているところでございます。そういうことで、より公正にですね、そしてまた迅速にその入札ができるような形で、今後とも努力をしていかないと、こういうふうにも思っております。

で、災害復旧の3年のしほりなんですけれども、これは16年の時に言われておりました。これは例えば線的なものです、林道なんかですと、口から奥までいろいろあるわけなんです、口をやっていかんと奥は手を付けられない。とりわけ治山とか砂防とかいうふうな部分になりますと、口の林道を直していかんといかんよ。それに1年、2年かかるとしたら、もう4年目、5年目ぐらいになってくるわけなんです。「そんなんで、できやんやねえか」ということで、私も直接国へ行ってですね、もう5年は何とか認めてくれというようなことで、いろいろ話はさせてもらっておったんですけど、国は3年程度というような話で言っております。ですんで、足掛け、繰り越しいれても4年目にかかってきて、それで終わりというふうな形になるわけです。

で、河川の災害、土砂除去につきましてもですね、県のほうとしては特定何とかというような事業をつくってですね、宮川のその土砂除去については、特別の対策ですとやって来ておりました。それは本当に宮川だけに限ってやっておるんですけれども、やはりそういったよく似たものが県内あっちこっちちょいちょいあってですね、やっぱりもっと公平な公正な取り扱いをせえということで、県へもかなり突き上げがあるようです。そういうことなんで、いつもいつも宮川というわけにはいかんですけれども、何とかこれについてもですね、対応していただくようお願いをせんなんのんですけども、その原型復旧になるとですね、災害復旧事業期間だけではなかなかできないというふうなことに

なりまして、後は通常の治山でも砂防でもそうなんです、通常砂防とかですね、そういったような通常の予算の枠組みに入ってしまうということでございます。そういうようなことで後は県の持っている予算の枠といいですか、そういったものになってきますんで、思うようになかなか国の金が出て来ないという、県の予算でやらないかん、それで枠が絞られてきて、思うように事業が進みにくいという、そういうことがございます。

ですので、よりこちらもそこら辺を訴えながらやらなあかんのですが、1月28日に知事がこちらへ来ますんで、直接話をさせていただいて、現地を見ていただいて、それでまた話をしてというような形で、もう目の当たりにしてもらんと、これ話ができせんので、とにかく現場を見てもらうということで考えているところであります。その際にはほかの事柄もいっぱい含めてですね、お話はさせていただこうかなというふうには思っておるんですが、そういうようなことの中で、本当に県のほうも厳しい予算組みでもございますけれども、とにかくその日常の生活の県民生活が日常に戻るように最大限努力は発揮してもらわねらんというようなことで、これだけは何としても予算確保をやっていただく。それももう地元の方は心配なんですね。次の雨の時にダムから出てきた水で、また嵩上げ、嵩が上がってくるやねえかと、そうした時に道路護岸がやられたりとか、家屋がやられたりとか、農業施設がやられたりとかで、いろんなことが出てくるわけです。そうならないように、何とかというようなことで、ずっと日々毎日そういった状況を見ながら過ごしている方もみえるんです。そのことを思うと本当に心が痛むんですけど、それを受けながらしっかりと県のほうにもお伝えして、また知事にも直接見ていただいて対応いただくというような形に持っていきたいなというふうに思っておりますので、またしっかりと努力してまいりたいというふうに思います。

議長（大西慶治君） よろしいですか。

町長（尾上武義君） すいません。肝心なことを忘れておりまして、工事箇所が多いというようなことで、16年もダンプ、トラックの通行量が非常に多

かったというようなことがありまして、当時の県の災害復旧室、それから大台町そして業者さんでのグループでの代表の方ということで、連絡協議会をつくりまして、そういったダンプ、トラックのような大型車両に、例えば会社名を入れるとか、あるいは交通安全を遵守してスピードを抑制して走るとか、あるいは隊列を組んでどんどんどんやるとかですね、いろいろなそういうようなことがあるようでしたんで、そこら辺のきちっとやっぱり指導をしてですね、下請け業者あるいは材料を運ぶ会社、そこら辺に対してもですね、元請け業者からきちっと指示ができるように確認しながらやらしてもらっておったと、こういうようなことでもございまして、今回のこの事業につきましてもですね、そこら辺をきちっと、これは国や県はかみにくい部分も、県は当然入ってきますので、県工事もありますんで、県と大台町とそれから業者の代表者ですね、連絡協議会をつくって、そこら辺の交通安全といいますか、十分にその安全を確保できるようにですね、やっていかねばならんなところも思っております。そのような予定でおるわけなんですけど、16年の時にもやっぱり目についたのはですね、それまで日本で一番美しい村づくりというようなことで、缶一つも落ちておらんような村がですね、缶だらけになったような経緯もありますんで、そこら辺もしっかりと要請しながらやっていかないかんというようなことを思っておりますんで、またよろしくお願いしたいと思います。

議長（大西慶治君） 直江修市議員の一般質問が終了しました。